

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧																						
第1条 略 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) (6) 略 第3条から第6条 略 別表第1 略 別表第2 (第4条関係)	第1条 略 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) (6) 略 第3条から第6条 略 別表第1 略 別表第2 (第4条関係)																						
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">40 町長</td><td rowspan="3">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>障害者関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>地方税関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7条に規</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	40 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7条に規	<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">40 町長</td><td rowspan="3">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>障害者関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>地方税関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	40 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
機関	事務	特定個人情報																					
略	略	略																					
40 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの																					
		地方税関係情報であって規則で定めるもの																					
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7条に規																					
機関	事務	特定個人情報																					
略	略	略																					
40 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの																					
		地方税関係情報であって規則で定めるもの																					
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの																					

		<u>定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者自立支援給付情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
略	略	略	略	略	略
42 町長	<u>心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者自立支援給付情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活</u>			

		<u>を総合的に支援 するための法律 第7条に規定する 他の法令により 行われる給付の 支給に関する情 報であつて規則 で定めるもの</u>	
別表第3 略			別表第3 略
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号から第4号までの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</u>			